

第3章 事業活動計画

1. 基本的な考え方

これまで伊豆の国市郷土資料館で実施してきた事業について、新施設の立地や規模・特性などを最大限に活用して発展・拡張するとともに、市民や観光客など、多様な利用者が参画できる施設として、地域住民や市内外の他機関・施設などとの連携・協働を図りながら、以下の事業を展開します。

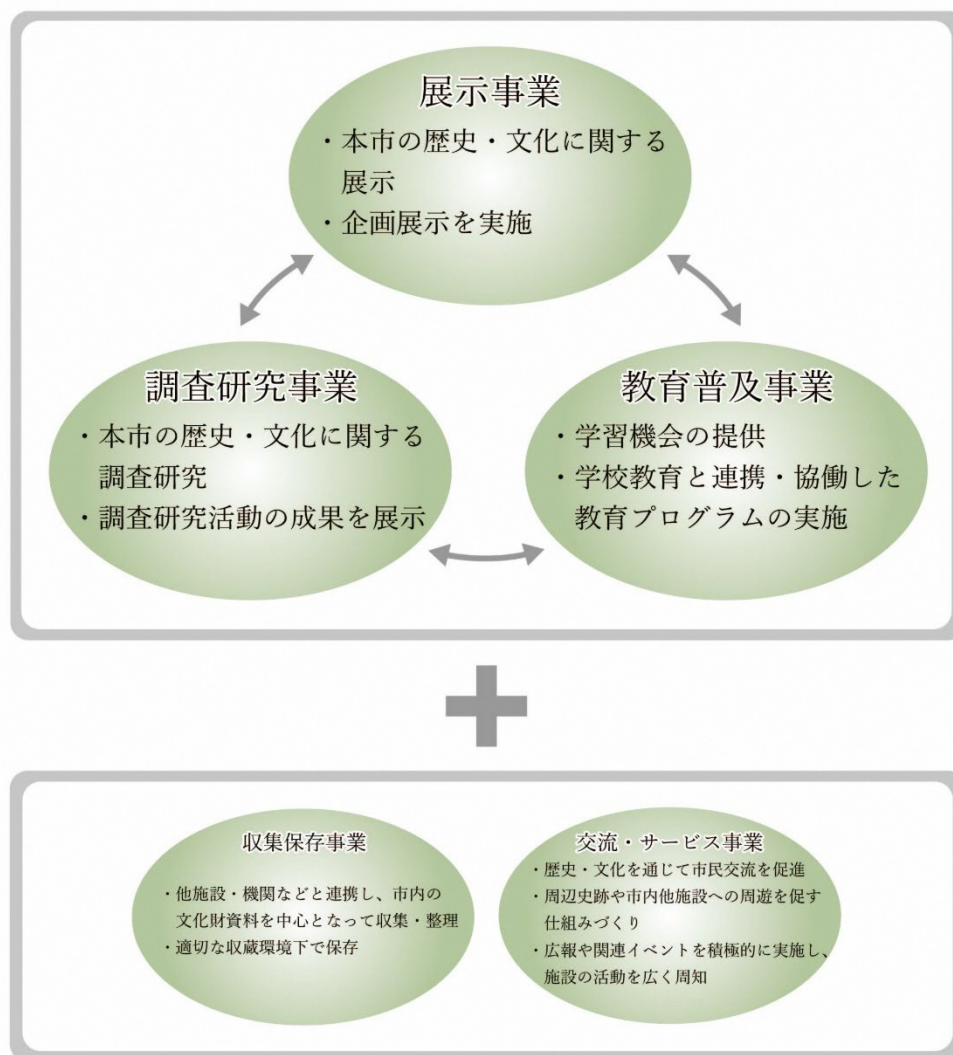


図 事業活動計画の基本的な考え方

2. 事業内容

2-1. 展示事業

(1) 実施方針

方針① 伊豆の国市の歴史・文化の魅力と価値を発信

本市の歴史全体の流れや多様な歴史資源の魅力・価値などについて、それぞれの性質や特徴を踏まえ、最も効果的に表現するために様々な手法を駆使して的確かつ分かりやすく発信します。

方針② 市内他施設と連携し、歴史・文化についての理解を促進

市域の史跡や出土品などの紹介を通じて来館者の理解を深めるとともに、市内他施設と連携し、現地への来訪を導きます。

(2) 事業の展開イメージ

展示事業は、以下の内容によって構成します。

① プロローグ展示の内容・テーマ

- ・ 地形図や映像・年表などにより、本市の自然環境と歴史の流れを俯瞰し、展示への興味を誘う空間を形成します。

② 常設展示の内容・テーマ

- ・ 伊豆の国市文化財保存活用地域計画において設定した歴史・文化の特徴を踏まえ、「人々の営みのはじまりから「イズノクニ」の成立へ」「武士の世のはじまりは伊豆から」「戦国時代のはじまりと終わり」「江戸幕府代官支配地としての伊豆の国市」「近代日本の夜明け」の5つの時代別テーマを設定し、歴史の流れに沿って本市の特徴や時代の変換点を理解できる展示を行います。
- ・ 展示においては、歴史・文化の価値を分かりやすく、楽しく伝えるため、実物資料だけではなく、五感に訴える手法やARなど最先端のIT技術などを用いて、「触れる」、「感じる」展示方法を検討します。
- ・ 模型や復原イラストなどを活用して、当時の生活文化をわかりやすく伝えるとともに、クイズやハンズ・オン展示など、学習効果の高い展示手法を検討します。

③ 企画展示の内容・テーマ

- ・ 常設展示の時代別テーマに含まれない他の歴史資料や、有形・無形民俗資料、最新の調査・研究成果などの展示について、期間を設けて展開します。

④ エピローグ（展望）展示の内容・テーマ

- ・ 史跡などの位置情報を示すパネルを設置し、各展示において得た知識について実感を持って深めるとともに、往時に思いを馳せ、現地訪問への気持ちを高める空間を形成します。

（３）他施設との連携

- ・ 市内外の他施設が所有する文化財を期間限定で借用し、企画展示で紹介します。
- ・ プロローグ展示、常設展示においても、市内他施設が所有する文化財をパネルにより紹介するなどして、現地への来訪を導きます。

2-2. 教育普及事業

(1) 実施方針

方針① 伊豆の国市の歴史・文化に親しむプログラムを提供
展示されている内容だけにとどまらず、本市の歴史・文化により深い興味・関心を持ったり、郷土に親しみを感じたりできるようなプログラムを展開します。

方針② 学校団体と連携した学習支援事業の推進
学校教育のニーズに沿ったプログラムの実施や学校団体の積極的な受け入れを行うとともに、地域への誇りと愛着の心を育むことができるような学習支援事業を推進します。

(2) 事業の展開イメージ

教育普及事業は、以下の内容によって構成します。(※本計画書 P21～第4章教育普及活動に詳細を記載しています。)

① 学習機会の提供

- ・ 子どもから高齢者までのあらゆる世代の人々が、より興味・関心を持って学ぶことができる学習機会の場を整備します。
- ・ 市内他施設と連携した見学プログラムやセミナー・講演会、ワークショップの開催など、多種多様な生涯学習支援活動の実施を検討します。

② 学校教育との連携

- ・ 市内の小中学校を中心に、学校団体利用の受け入れや体験学習の提供を行います。
- ・ 市内他施設と連携し、新施設と市内の史跡などを合わせて巡ることが可能なコースなど、学校側のニーズに沿ったプログラムを検討します。
- ・ 学習指導要領に合わせた教材やプログラムの開発を検討します。
- ・ 学校向けの体験キットや図書をはじめ、ICT 機器を活用したオンライン教材の制作などについても検討します。

2-3. 調査研究事業

(1) 実施方針

方針① 伊豆の国市の歴史・文化をテーマに情報の収集や調査研究を推進
本市の原始から現代に至るまでの歴史や文化について、展示や教育普及事業などを通じた理解や再発見を促進するため、それらの情報を収集するとともに調査研究に取り組みます。

方針② 他機関などと連携し、調査研究事業活動や展示の充実化を促進
関係諸機関との連携強化に加え、市民の参画による調査研究を行い、その成果として、充実した調査研究事業活動や展示を実施します。

(2) 事業の展開イメージ

調査研究事業は、以下の内容によって構成します。

① 調査・研究の内容・テーマ

- ・ 原始から現代に至る市域の歴史や文化についての調査・研究を進めます。

② 関係諸機関などとの連携

- ・ 他の機関や団体と連携して研究を行うとともに、さまざまな専門家の参画を経て調査・研究を行います。
- ・ 市民が活動に参画できる体制を整え、利用者の主体的な研究活動を支援します。

③ 調査・研究の公開・活用

- ・ 調査・研究活動の目的・方法などを事前に公開し、市民の参加を募ります。
- ・ 調査・研究の成果は、データベース、展示刊行物、教育、連携・交流事業などに積極的に反映し、インターネットを通じて全国・全世界に発信するなど、多くの人々の理解・関心を得るように努めます。
- ・ 画像、映像や三次元計測情報などの諸形式のデータの制作にも取り組むなど、資料・文化財に関する様々な情報・知見の情報資源としての集積を図ります。
- ・ 資料の公開は、展示のほか、第三者の調査・研究のための閲覧、市内他施設への貸与などにより行います。

2-4. 収集保存事業

(1) 実施方針

方針① 伊豆の国市の歴史・文化に関する資料を系統的に収集
本市における原始から現代までの資料を対象に、市内他施設・機関などとの連携を図りながら、市域の貴重な資料群として収集や保存・保管を行います。

方針② 資料を適切に保管し、次代へと継承
収集した資料は活用しやすいように体系的に整理します。
また、市民の共有財産として適切に保存・修復を行い、未来へと継承します。

(2) 事業の展開イメージ

調査研究事業は、以下の内容によって構成します。

① 収集・保管の対象

- ・ 市域の歴史・文化の各分野において、資料収集方針に基づき、系統的かつ重点的に資料の収集を行います。

② 収集・保存の方法

- ・ 本市の歴史・文化を探求する上で欠かせない、文化財としての価値を持つ各分野の資料について、受託・購入・寄託などを検討します。
- ・ 既に所蔵している資料や新たに収集した資料は、市内の収蔵施設と連携を取りながら、その形態や性質に応じて適切な環境で保存します。
- ・ 収蔵資料に関する情報についてデータベースを構築し、一元的な管理を検討します。
- ・ 情報をデジタル化し、検索できる形で保存することで、施設の調査・研究、学習支援などに加え、市民の文化活動にも寄与します。

2-5. 交流・サービス事業

(1) 実施方針

方針① 市民交流スペースの活用による交流の促進

幅広い年齢層や多様な興味・関心を持つ利用者が活用・交流できるスペースや機会の創出に取り組みます。

方針② 歴史・観光施設への周遊を促す仕組みづくり

周辺施設との連携を図り、新施設を基点に、市内の関連施設・史跡へと足を運びたいくなるような周遊の仕組みやコースなどを設定し、促進します。

方針③ 積極的な広報活動やイベントの実施

市内外の多くの人々に新施設の存在や活動に興味・関心が持たれるよう、積極的な情報発信やイベントを行い、広く周知します。

(2) 事業の展開イメージ

交流・サービス事業は、以下の内容によって構成します。

① 市民交流機会の促進

- ・ 市民交流スペースを多角的に活用し、歴史・文化を通じた市民の交流を促進します。
- ・ 本市の歴史・文化をテーマとしたイベント開催などによって、市民や観光客が大人から子どもまで、それぞれが交流できる機会の創出に取り組みます。

② 周遊の仕組みづくり

- ・ 地域の学習拠点や歴史・観光周遊の拠点として、より効果的に機能するために、近隣市町も含めた歴史・観光関連施設などとの連携を図り、市内の各施設や史跡などを巡りたいくなる気持ちを醸成する仕組みやコースなどを設定し、促進します。

③ 情報発信の充実

- ・ 市内外からの多くの人々の利用を促進するため、チラシやパンフレット、ホームページなどによる広報活動を実施します。
- ・ 新聞やテレビ、インターネットメディアなどへの情報提供のほか、SNSを活用した情報発信を行い、施設の存在や取組・活動などを広く周知します。
- ・ 本市の歴史・文化に親しみが持てるようなオリジナルグッズの開発・販売や、それらを活用

した情報発信などにより、歴史・文化が根付く本市としてのイメージ向上や認知力拡大に努めます。

4章 教育普及活動計画

1. 基本的な考え方

(1) 多様な利用者層に対応した情報の提供

- ・ 本市の歴史や文化について、訪れた誰もが楽しく分かりやすく学ぶことができる場となるよう、幅広い来館者層の興味・関心、ニーズに対応したプログラムや情報提供の仕組みを整備します。

(2) 現地での体験や実物資料を通した多角的な学びの促進

- ・ 現地での体験や実物資料ならではの価値や魅力の発見を通じて、探求心の醸成や多角的な学びの促進を図ります。

(3) 歴史に学び、本市の人と未来を拓くプログラムの創出

- ・ 自らの暮らす地域について深く理解し、伝え、より良くする場として地域に根付く施設を目指すとともに、本市の歴史・文化を次世代へと守り伝え、未来を創出する取組として、市内他施設との連携や利用者同士の交流などのプログラムを展開します。

2. 教育普及活動のプログラム

2-1. 体感型プログラム

(1) 体験学習

- ・ 本市の出土品や文化財を踏まえた体験・対話による学習を展開します。
- ・ 子どもから大人まで、誰もが「遊びながら、楽しみながら学ぶ」学習機会の創出を目指します。

(2) ハンズオン展示

- ・ 実物資料や展示アイテムに触れて鑑賞する体感型の展示や実用的体験を通して、来館者の学び・理解をサポートします。

2-2. 双方向的な学習プログラム

(1) 地域住民の成果発表の場

- ・ 子どもから大人までの誰もが自身の興味に沿った研究を行うことができる環境を整備します。
- ・ 研究の成果を発表できる環境の設定やプログラムの展開により、多様な年齢層の自発的な学びを支援・サポートします。

(2) 学習支援

- ・ 本市の歴史や市が保有する文化財などについて学びたい市民や来館者に向けて、誰でも情報を閲覧できるレファレンスサービスを提供するほか、一人ひとりの学習ニーズに応じて研究活動に必要な環境を整備・提供します。

2-3. 学習補助資料（マルチメディアガイド）

- ・ 本市に暮らす子どもや観光で訪れた来館者など、多岐にわたる興味・関心や利用場面に応じた補足解説、言語翻訳の資料提供などを行います。
- ・ 紙やデジタル媒体を併用するなど、来館者のニーズに合わせた情報提供のあり方を検討します。

3. 学校教育との連携

3-1. 校外学習の場の提供

(1) 遠足・校外学習対応

- ・ 平成4年から開始した「火起こし体験」を引き続き実施します。
- ・ 弥生時代の人々の生活について体験的に学ぶことと同時に、現在の自分たちの暮らしの豊かさや利便性について実感するなど、過去と現在の比較による気づきをもたらします。
- ・ 本市の歴史に興味を持てるような特色あるプログラムの導入を検討します。

(2) 展示施設の見学受け入れ

- ・ 児童・生徒の地域学習の導入・拠点としての役割を果たします。
- ・ 次世代を担う子どもたちが郷土への誇りや愛着をもてるよう、楽しく学べるプログラムの拡充を図ります。
- ・ 施設見学に対する学校側の要望について、学校教員へヒアリングなどを行い、学校団体利用時の対応の改善・強化を図ります。

3-2. 社会科授業、総合学習授業、地域学習の補足

(1) 出張授業

- ・ 持ち運びが可能な学習教材を利用し、学校現場において授業の進度や内容に合わせたプログラムを実施します。

(2) 体験資料セットの貸し出し

- ・ 事前・事後学習に利用できる体験資料教材の貸し出しを行い、学校をはじめとするあらゆる施設での活用を図ります。

(3) 展示解説冊子の作成・配布

- ・ 展示内容をより深く解説し、書き込みながら学習できる解説冊子を紙やデジタルで作成し配布します。
- ・ 施設を訪れた子どもたちに向けた情報提供のみならず、WEB サイトにおけるワークシートの公開などにより、場所を問わず主体的に学習に取り組める仕組みの導入を検討します。
- ・ 学習指導案の公開や資料の使用方法、学習内容についての意見交換など、相互の専門性を活かして教育機関との円滑な連携・協働を図ります。

4. 市内各施設との連携

4-1. 現地への誘導

(1) 周遊マップなどの作成

- ・ 多様な文化財を重層的に有する本市の特徴に合わせ、テーマごとに分類した周遊マップなどを作成し、来館者の市内周遊を促進します。
- ・ 周辺施設と連携した学びの仕組みを形成することにより、多角的な視点からの気づきや新たな魅力の発見をもたらします。

(2) フィールドワークを通じた現地見学

- ・ 現地に足を運び、その場で学芸員からの説明を聞いたり、ワークシート・説明板による解説を目にしたりすることにより、現地やガイドであるからこそ感じられる学びの機会を造成します。

4-2. 多様な利用主体との連携

(1) 市民交流スペースの効果的な活用

- ・ 展示・発表・講座・ワークショップなど、多様な利用者層の興味・関心に応じたプログラムを展開し、主体的に活動できるよう支援・推進していきます。
- ・ 研究や活動の成果を公開する環境を提供することにより、来館者同士や施設と利用者の相互による学び合いの心を育みます。

(2) 地域住民との協働

- ・ 社会教育や生涯学習の場としての活用にとどまらず、郷土への誇りや愛着、地域活力の醸成を図るため、施設が実施する事業に市民が参画できるような機会の創出に努めます。